

やまぐち創業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、やまぐち創業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、県内創業を促進するため、公益財団法人やまぐち産業振興財団（以下、「財団」という。）が、事業に要する経費を補助することにより、当該地域における新たな事業の創出を促進するとともに、地域課題の解決を通じた地方創生を実現することを目的とする。

(補助事業の区分等)

第3条 補助限度額は2,000千円とする。

- 2 補助率は1/2以内とする。
- 3 補助対象経費は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（第1号様式）を公益財団法人やまぐち産業振興財団理事長（以下、「理事長」という。）が別に定める期日までに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定)

第5条 理事長は、前条の規定により交付申請書の提出があった場合において、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（第2号様式）を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

- 2 理事長は、前項の規定により交付を決定する場合において、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 理事長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 補助事業者は、第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を理事長の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(補助事業の変更等に係る承認の申請等)

第6条 補助事業者は、当該事業の内容又は経費の配分に係る変更承認を受けようとする場

合は、変更承認申請書（第3号様式）によらなければならない。

ただし、理事長が別に定める軽微な変更については、この限りではない。

- 2 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止の承認を受けようとする場合は、補助事業（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）によらなければならない。
- 3 補助事業者は、事業の予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は遂行が困難となった場合は、速やかに遅延等報告書（第5号様式）を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

（軽微な変更の範囲）

第7条 前項第1項ただし書の理事長が定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 第1号様式又は第3号様式の補助事業計画書の補助金交付申請内容における補助金申請額のうち、各費目区分相互間で配分を20パーセント以内で変更する場合。
- (2) 補助の目的、能率に影響を及ぼさない範囲の原材料等の数量、規格の変更、機械等の仕様の変更、その他補助事業の細部の変更をする場合。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、当該事業が完了したとき又は第6条第2項の規定による廃止の承認を受けたときは、承認を受けた日から起算して10日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い期日までに実績報告書（第6号様式）を理事長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項に規定する実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第9条 理事長は、前条第1項の報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第7号様式）を当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払等）

第10条 補助事業者は、前条の規定による通知に基づき補助金の交付を受けようとするときは、補助金精算払請求書（第8号様式）を理事長に提出しなければならない。

（補助金の経理等）

第11条 補助事業者は、補助金に係る経理の状況を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（財産の処分の承認）

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、理事長の承認を受けなければならない。

- (1) 取得価格又は効用の増加した額が一台につき50万円以上の機械及び器具（補助金等の交付の目的を達成する上で特に必要がないと認められるものを除く。）

- (2) 前2号に掲げるもののほか、理事長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者等は、次に掲げる場合には、同項の承認を受けることを要しない。
- (1) 補助事業者が補助金等の全部に相当する金額を財団に納付した場合
- (2) 当該財産の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数をいう。)の期間(理事長が別に期間を定めたときは、その期間)を経過した場合

(財産の処分及び管理)

- 第13条** 前項の規定による承認申請書は、財産処分承認申請書(第9号様式)によらなければならない。
- 2 理事長は、前項の規定による承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を財団に納付させることができるものとする。
- 3 補助事業者は、事業が完了した後も、当該事業により取得し、又は効用が増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 補助事業者は、取得財産について、取得財産管理台帳(第10号様式)を備え、管理しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第14条** 補助事業者は、補助事業終了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに理事長に報告しなければならない。
- 2 前項の報告書は、額の確定に伴う報告書(第11号様式)によらなければならない。
- 3 理事長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助事業の事業化)

- 第15条** 補助事業者は、補助事業の県内での事業化に努めなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後90日以内に当該補助事業に係る過去1年間の事業化に向けた活動状況について、理事長に事業化活動状況報告書(第12号様式)を提出しなければならない。

(知的財産権に関する届出)

- 第16条** 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権、著作権等(以下「知的財産権」という。)を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、前項第2項の規定による事業化活動状況報告書にその旨を記載しなければならない。

(収益納付)

- 第17条** 理事長は、事業化活動状況報告書により、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、補助事業者が当該補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めるときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を財団に納付させることが

できるものとする。

(報告及び検査)

第18条 理事長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告を求め、又はその職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の交付の決定の取り消し等)

第19条 理事長は、補助事業者が次の各号の一に該当する時は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 第5条第3項(第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定により付した条件に違反したとき。

(3) 事業の実施方法が不適當であると認められるとき。

2 理事長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金が交付されている時は、期限を定めて当該取り消しに係る部分の補助金の返還を命ずるとともに、その命令に係る補助金に対して、補助金受領の日から納付の日までの日数に応じて年利8.25%の割合を乗じた加算金を徴するものとする。

3 理事長は、前項の規定により補助金の返還を命じた場合において、これが返還すべき日までに納付されなかったときは、返還すべき日の翌日から納付の日までの日数に応じて年利10.95%の割合を乗じた加算金を徴するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日) この要綱は、令和元年6月21日から施行する。

別表（第3条関係）

費目内訳	補助対象経費
人件費	補助事業者と直接雇用契約を締結した従業員に対する給与（基本給）及び賃金（パート従業員・アルバイト従業員を含む。交付決定日より前に雇用した者も含む。）
店舗等借料	当該補助事業に直接用いる店舗・テナント等の賃貸借契約に要する経費
設備費	当該補助事業に直接用いる機械装置等の設備購入に要する経費
原材料費	当該補助事業に直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入、実験・分析等を行うための材料等の購入に要する経費
借料	当該補助事業に必要な機器、装置等の使用料、会場使用料等に要する経費
知的財産権等関連経費	日本国特許庁及び外国特許庁への特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願に係る手数料並びに弁理士に要する経費 ※出願と同時に審査請求を行う場合には、審査請求料及び審査請求に係る経費を含むことも可
謝金	当該補助事業の実施において、専門家等から技術指導を受ける際に支払われる謝金
旅費	当該補助事業を行う上で、企業等との調整が必要な場合における当該補助事業に関与する者の旅費
マーケティング調査費	当該補助事業を行う上で、有益な市場調査を実施する際に必要な経費
広報費	当該補助事業の実施において必要な広告宣伝に要する経費
外注費	当該補助事業に必要な原材料等の再加工及び設計や検査・試験等を外注する際に必要な経費
委託費	当該補助事業の実施において、補助申請者で実施不可能、又は補助申請者以外の者により実施することが効率的である場合に、業務請負契約などにより、補助事業の一部を外部の企業や個人事業主などに委託する際に要する経費
その他	補助事業を実施する上で特に必要と認められるもの

※ 補助対象経費は事業の遂行に直接必要な経費であり、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

※ 補助対象経費の詳細については「平成31年度やまぐち創業補助金公募要領」のとおり。